

財務省告示第四十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、  
 平成十五年一月三十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	発行利率
利付国庫債券（三十年）（第九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。	利回りを競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十六億円	二千九百九十六億円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年一月三十日	額面金額百円につき百円	年一・四パーセント	は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算

式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{41}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十四 初期利子

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\text{償還金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{41}{365}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成十四年十二月二十日額面金額百円につき百円

二十 十 八

払 者 入 払 元  
込 札 場 利  
期 参 所 金  
日 加 支

平 財 日  
成 務 本  
十 大 銀  
五 臣 行  
年 か  
一 ら  
月 通  
三 知  
十 を  
日 受  
け  
た  
者